

## 令和6年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金 Q&A

No	内容	質 問	回 答
1	対象について	県内の在宅医療機関等又は訪問介護事業所が対象であるが、政令指定都市や中核市に所在する事業所でも対象となるか。	対象となります。
2	補助上限額について	安全対策機器1台につき13,000円まで補助してもらえるということか。	安全対策機器を何台購入されても、1事業所につき13,000円までの補助となります。 (例)26,000円の安全対策機器を5台購入→ $26,000円 \times 1/2$ (補助率) $\times 5台 = 65,000円$ $65,000円 > 13,000円$ のため、13,000円補助
3		安全対策機器を購入したら一律に13,000円もらえるのか。	対象経費に補助率を乗じた額と13,000円を比較して低い額での補助となります。 (例)20,000円の安全対策機器を1台購入→ $20,000円 \times 1/2$ (補助率) $\times 1台 = 10,000円$ $10,000円 < 13,000円$ のため、10,000円補助
4	申請方法について	暴力・ハラスメントの研修や基本方針の策定をこれから実施する予定であるが、補助金を申請していいか。	申請時に受講修了証書※及び基本方針の写しを提出する必要があります。研修や基本方針の策定を実施してから、申請してください。  ※研修会はオンデマンド配信中です。視聴申込は以下URLから可能です。 <a href="https://forms.gle/6jGfZBxcfGMQhpC46">https://forms.gle/6jGfZBxcfGMQhpC46</a>
5		令和6年9月30日以降に購入する予定の機器購入費を申請していいか。	令和6年度に購入予定の機器について申請することは可能です。ただし、必ず申請期間内に申請してください。なお、実績報告の際に、令和6年度中に契約(注文)した日付がわかる書類や導入した機器等の写真等が必要になります。
6		当法人は訪問看護事業所を5か所運営している。この場合の1法人で申請すべきか。	事業所単位で補助するものであるため、事業所単位で申請してください。

## 令和6年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金 Q&A

No	内容	質 問	回 答
7	申請方法について	当法人は福岡県外に所在しているが、2か所の訪問系事業所を福岡県で運営している。この場合、2か所分を申請していいか。	福岡県に所在する事業所については、申請できます。
8	対象経費について	消費税額も入れた全額を対象経費としていいか。	消費税額を除いた額が対象経費となります。そのため、申請書や実績報告書には、消費税額を除いた額を記載してください。なお、設置料や送料、手数料などは補助対象とはなりません。
9		補助金の申請前に購入した機器については対象経費となるか。	対象になりません。申請日以降の購入経費が対象となります。
10		「安全確保対策に資するセキュリティサービス」とは、具体的にどのような機器やサービスを指すのか。	利用者等から暴力・ハラスメントを受けた際に、「外部へSOSを発信し録音・位置情報の共有ができる機器」、「通報装置で警備会社に通報するサービス」などを指します。
11		セキュリティーサービスの「初期導入経費」とは具体的にどういうものか。	初期登録費用や加入料金、通報装置機器類といった初期導入時に発生する備品及び付属品購入代金等になります。契約時に契約金と併せて支払う初回月の基本料(継続費用)は対象となりません。
12		セキュリティーサービスの導入後の、月額利用料金も対象経費となるか。	ランニングコストは対象になりません。
13		安全対策機器として、スマートフォンやタブレットを購入する場合、対象経費となるか。	対象になりません。

## 令和6年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金 Q&A

No	内容	質 問	回 答
14	対象経費について	録音機能だけのボイスレコーダーや防犯ブザーの購入経費は、補助対象となるか。	録音機能のみのボイスレコーダーは「外部へSOSを発信」できないため、補助対象になりません。防犯ブザーについては、補助対象となります。
15		令和7年4月11日に納品があり、代金を支払った。この場合、補助金の対象となるか。	令和6年度の事業となるため、令和6年度中(令和7年3月31日まで)に納品・支払いが終わっていない場合は、補助金の対象にはなりません。
16		納品と代金の支払いは終わっているが、領収書が届くのが遅く、実績報告日に間に合わない。この場合、補助金の対象となるか。	対象経費の支払いを行ったことが分かる書類(インターネットバンキングの写し、通帳の写し等)で、支払いの日付と金額の記載があるものでも対応可能です。どうしても不明な場合は、実績報告前に、担当課へ電話連絡をお願いします。他の書類で対応可能か、個別に判断します。